

令和6年12月12日

厚生労働省発職 1212 第2号

令和6年12月12日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 福岡 資麿



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の  
意見を求める。

## 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱 (抄)

## 第一・第二 (略)

## 第三 両立支援等助成金制度の改正

## 一 出生時両立支援コース助成金の改正

1 男性被保険者の育児休業取得割合を大幅に上昇させた等の要件を満たした中小企業事業主に対する助成金（以下この一において「第二種助成金」という。）の支給要件について、育児休業の申出が円滑に行われるようにするための雇用環境の整備に関する措置を複数講じたこと等の要件を満たした中小企業事業主に対する助成金（3及び5において「第一種助成金」という。）の支給実績を廃止すること。

2 第二種助成金の支給要件のうち、男性被保険者の育児休業取得割合に係る要件について、次の(一)又は(二)のいずれかに該当していることとする。

(一) 第二種助成金の支給の申請をしようとする日の属する事業年度（以下この2において「申請年度」という。）の直前の事業年度（以下この2において「申請前事業年度」という。）における、

男性被保険者の育児休業取得割合が百分の五十以上であり、かつ、申請前事業年度の直前の事業年度における男性被保険者の育児休業取得割合よりも百分の三十以上増加していること。

(二) 申請前事業年度の直前の事業年度における、その雇用する男性被保険者であつて配偶者が出産したものが五人未満の場合において、申請年度の直前の二事業年度における男性被保険者の育児休業取得割合がいずれも百分の七十以上であること。

3 第二種助成金の支給要件について、第一種助成金の支給の申請をした日以降に一日以上の育児休業を取得したものの数が二以上であることを廃止すること。

4 第二種助成金の支給額について、六十万円とすること。

5 第二種助成金の支給を受ける中小企業事業主であつて、育児休業等の取得の状況を厚生労働省のウェブサイトで公表したものの（既にこの5に該当するものとしてこの5による支給を受けた中小企業事業主を除く。）に対して、4に定める額に加え、二万円を支給するものとする。

6 第二種助成金の支給を受ける中小企業事業主が、第二種助成金の申請をする日までに次世代育成支援対策推進法第十五条の二の規定による認定を受けた場合に、4の額に加え、十五万円を支給するも

のとする事。

## 二 育休中等業務代替支援コース助成金の改正

1 雇用保険法施行規則（以下この二において「雇保則」という。）第百十六條第十一項第一号ハからホまでの育休中等業務代替支援コース助成金の支給の対象となる事業主は、その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）を超えない事業主及びその常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主（以下この二において「特定事業主」という。）とする事。

2 雇保則第百十六條第十一項第一号ハに該当する特定事業主に支給する額は、次の（一）に掲げる額及び被保険者一人につき次の（二）に掲げる額の合計額（特定事業主が既に同号ハ又は二のいずれかに該当するものとして同項の規定による支給を受けた特定事業主である場合にあっては、被保険者一人につき次の（二）に掲げる額）とする事。

（一）二十万円（厚生労働省雇用環境・均等局長（3及び4において「雇用環境・均等局長」という。）の定める要件に該当しないときは、二万円）

(二) 被保険者が育児休業をした期間について、当該被保険者の業務を処理した労働者に対して支給した手当の額に四分の三（当該特定事業主が次世代育成支援対策法第十五条の二の規定により認定されたもの（3において「認定特定事業主」という。）である場合にあつては、五分の四）を乗じて得た額（当該被保険者一人につき、当該額が十万円を超えるときは、十万円とする。）

3 雇保則第百十六条第十一項第一号ニに該当する特定事業主に支給する額は、次の(一)に掲げる額及び被保険者一人につき次の(二)に掲げる額の合計額（特定事業主が既に同号ハ又はニのいずれかに該当するものとして同項の規定による支給を受けた特定事業主である場合にあつては、被保険者一人につき次の(二)に掲げる額）とすること。

(一) 二十万円（雇用環境・均等局長の定める要件に該当しないときは、六万円）

(二) 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

(1) 雇保則第百十六条第十一項第一号ニに該当する被保険者が生じた特定事業主 当該被保険者が

育児休業を開始した日から起算して一箇月の期間について、当該被保険者の業務を処理した労働者に対して支給した手当の額に四分の三（当該特定事業主が認定特定事業主である場合にあつて

は、五分の四) を乗じて得た額 (当該被保険者一人につき、当該額が十万円を超えるときは、十万円とする。)

(2) 雇保則第百十六条第十一項第一号二に該当するものとして(1)の支給の対象となった被保険者を育児休業の終了後に原職等復帰措置に基づき原職等に復帰させ、三箇月以上継続して雇用した特定事業主 当該被保険者が育児休業をした期間について、当該被保険者の業務を処理した労働者に対して支給した手当の額 (当該被保険者一人につき、当該手当の額の算定の基礎となる期間が十二箇月を超える場合は、十二箇月として算定した額とする。) に四分の三 (当該特定事業主が認定特定事業主である場合にあつては、五分の四) を乗じて得た額 (当該被保険者一人につき、当該額を当該手当の額の算定の基礎となる期間の月数 (当該月数が十二月を超えるときは、十二月) で除して得た額が十万円を超えるときは、十万円とする。) から(1)の額を減じた額

4 雇保則第百十六条第十一項第一号ホに該当する特定事業主に支給する額は、次の(一)に掲げる額及び被保険者一人につき次の(二)に掲げる額の合計額 (特定事業主が既に同号ホに該当するものとして同項

の規定による支給を受けた特定事業主である場合にあっては、被保険者一人につき次の(二)に掲げる額とすること。

(一) 二十万円（雇用環境・均等局長の定める要件に該当しないときは、三万円）

(二) 被保険者に育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二十三条第一項に規定する育児のための所定労働時間の短縮措置が講じられた期間について、当該被保険者の業務を処理した労働者に対して支給した手当の額に四分の三を乗じて得た額（当該被保険者一人につき、当該額を当該手当の額の算定の基礎となる期間の月数で除して得た額が三万円を超えるとときは、三万円とする。）

#### 第四 施行期日等

- 一 この省令は、公布の日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。